

## 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース） のご案内

労働時間等の設定の改善（ 1 ）を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル（ 2 ）の導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

- 1 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。
- 2 本助成金でいう「勤務間インターバル」とは、休息时间数を問わず、就業規則等において「終業から次の始業までの休息时间を確保することを定めているもの」を指します。なお、就業規則等において、「 時以降の残業を禁止、 時以前の始業を禁止とする」などの定めのみの場合には、勤務間インターバルを導入していないものとします。

本助成金の申請は2月15日より開始します。

ただし、事業実施承認は平成29年4月3日（当該日において平成29年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後に行うこととなりますのでご注意ください。

詳細はこちらをクリックしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

### 【問合せ先】

長崎労働局雇用環境・均等室

095 - 801 - 0050

FAX 095 - 801 - 0051